

# 松山市公営企業局ウィークリースタンス実施要領

## 1. 目的

「働き方改革関連法」が施行され、労働基準法の改正により測量、地質調査、土木・建築コンサルタントなどの業種においては、時間外労働の罰則付き上限規制が適用されたことから、長時間労働の抑制は受発注者が共に取り組むべき課題となっている。

設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、1週間における受発注者間相互のルールや約束事・スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、設計成果の品質を確保するとともに、より一層の労働環境改善に努めることを目的とする。

## 2. 対象業務

災害対応等の緊急を要する業務を除くすべての建設工事関係業務（測量、地質調査、土木・建築コンサルタント業務）

## 3. 取り組み内容

原則として取り組み内容は次のとおりとし、業務の進捗に差し支えない範囲で、受発注者相互が確認・調整の上、取り組み内容を設定する。

- (1) 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない（マンデー・ノビリティ）
- (2) 水曜日等をノー残業デーと定め、定時の帰宅を心掛ける（ウェズデー・ホーム）
- (3) 金曜日（休日前）に依頼をしない（フライデー・ノリクエスト）
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せをしない（ランチ・オーバーファイブ・ノミーティング）
- (5) 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（ブッキング・ノリクエスト）
- (6) 作業内容に見合った作業期間を確保する
- (7) その他、任意に設定する（例：指示・確認等は、出来る限りその日のうちに回答）

## 4. 運用

- (1) 初回打合せ時に、発注者から受注者に本取組みの目的と内容を説明するとともに、取り組む意思、内容を確認し設定する。
- (2) 取組期間については、初回打合せ時から履行期限までを原則とする。
- (3) 受注者は、定めた内容について、様式1「ウィークリースタンス等推進チェックシート」に整理し、打合せ記録簿と合わせて提出し、受発注者間で共有する。

## 5. 適用年月日

本要領は、令和4年10月1日以降に契約する案件から適用する。

なお、令和4年10月1日より前に契約した案件においても、適用可能なものについては積極的に取り組むものとする。